

令和4年度

大阪市駐車場事業会計補正予算書

(第1回)

令和4年度大阪市駐車場事業会計補正予算

令和4年度大阪市駐車場事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

繰越明許費を計上するため、この予算案を提出する次第である。

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	駐車場事業	<div style="text-align: right;">千円</div> 206,638